

## 貸借対照表

(2022年12月31日現在)

〔単位 千円〕

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	[ 8,156,281 ]	<b>流 動 負 債</b>	[ 4,365,906 ]
現 金 預 金	1,604,547	買 掛 金	3,190,158
受 取 手 形	146,505	未 払 金	749,233
電 子 記 録 債 権	1,132,763	未 払 費 用	135,897
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	3,708,046	未 払 法 人 税 等	88,684
商 品 及 び 製 品	702,517	契 約 負 債	1,435
仕 掛 品	159,559	賞 与 引 当 金	40,150
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	477,665	そ の 他	160,346
未 収 入 金	131,473		
そ の 他	93,202		
<b>固 定 資 産</b>	[ 3,356,162 ]	<b>固 定 負 債</b>	[ 29,531 ]
有 形 固 定 資 産	( 2,991,355 )	そ の 他	29,531
建 物	2,623,933		
構 築 物	33,755		
機 械 及 び 装 置	8,342		
車 両 運 搬 具	11,565		
工 具 器 具 及 び 備 品	313,758		
無 形 固 定 資 産	( 134,986 )		
ソ フ ト ウ ェ ア	133,184		
そ の 他	1,801		
投 資 そ の 他 の 資 産	( 229,820 )		
投 資 有 価 証 券	3,075		
長 期 前 払 費 用	3,145		
繰 延 税 金 資 産	92,547		
そ の 他	133,224		
貸 倒 引 当 金	△ 2,172		
<b>資 産 合 計</b>	<b>11,512,444</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>11,512,444</b>
		<b>純 資 産 の 部</b>	
		<b>株 主 資 本</b>	[ 7,117,007 ]
		資 本 金	( 250,000 )
		利 益 剰 余 金	( 6,867,007 )
		利 益 準 備 金	( 62,500 )
		そ の 他 利 益 剰 余 金	( 6,804,507 )
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,804,507
		う ち 当 期 純 利 益	1,451,312
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>7,117,007</b>

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの：時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

- ・市場価格のない株式等：総平均法に基づく原価法

#### ② デリバティブ：時価法

#### ③ 棚卸資産

(原価法は、収益性の低下による簿価切下げの方法によっています。)

- ・商品及び製品、仕掛品：総平均法に基づく原価法
- ・原材料及び貯蔵品：移動平均法に基づく原価法

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

#### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいています。

#### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

受取手形、売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の回収可能性を検討して、回収不能見込額を合わせて計上しています。

#### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しています。

#### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしています。

### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する

自動車、環境・プロセス、医用、半導体、科学の5つのセグメントにおける製品の販売、サービスの提供について、顧客との契約に基づき履行義務を識別し、通常は下記の時点で当社の履行義務を充足すると判断し収益を認識しています。

#### ① 製品の販売に係る収益

製品の販売については、顧客との契約の中で当社が据付等の義務を負う製品は据付等が完了した時点、顧客との契約の中で当社が据付等の義務を負わない製品は着荷日に、顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、当該時点において収益を認識しています。

ただし、一部の工事を伴う製品等の一定の期間にわたり充足される履行義務は、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の見積りは、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っています。

#### ② サービスの提供に係る収益

サービスの提供に係る収益には、主に製品に関連した保証、修理、保守、移設等の業務に係る収益が含まれ、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で収益を認識しています。

取引価格は、約束した財またはサービスの顧客への移転と交換に権利を得ると見込んでいる対価の金額であり、取引価格には重要な変動対価は含まれていません。また、主として取引価格は履行義務単位で決定され、契約における取引価格が該当する履行義務にそのまま配分されます。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領し、重要な金融要素は含んでいません。

## (5) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。

## (6) その他計算書類作成のための基本となる事項

### ① 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

### ② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

翌事業年度から、当社は、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行にかかる税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定です。

## 2. 会計方針の変更

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っていますが、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による損益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金及び契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「前受金」は、「契約負債」に含めて表示することとしました。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、当該会計基準等の適用が計算書類に与える影響はありません。

## 3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当該事業年度の末日における発行済株式の数 5,000株

## 4. その他の注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 945,868千円

(2) 当期の減価償却実施額 289,592千円

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。